

問 税務課(☎65-6523)

固定資産税が減額されます

既存の住宅に対し、バリアフリー改修、省エネ改修および耐震改修を行った場合、固定資産税が減額されます。これらの減額措置の適用を受けるためには、**工事完了後3か月以内に申告が必要です**。詳しくは担当課まで。

| 対 象 | 減額内容 | 必要な書類 |
|---|--|--|
| バリアフリー改修 ○住宅条件 平成19年1月1日以前建築の住宅(賃貸住宅除く) ○居住者条件(次のいずれかに該当) 65歳以上の人・障害者手帳をお持ちの人・要介護または要支援の認定を受けている人 ○工事内容 介護保険からの給付などを除く自己負担額が50万円を超え、平成28年3月31日までに完了した工事 【例】通路の拡張、階段の勾配緩和、床の段差解消、トイレ・浴室の改良、手すりの設置等 | 当該住宅にかかる翌年度分の固定資産税額の1/3 ※居住部分100㎡まで ※省エネ改修との併用可 | ・申告書 ・平面図 ・領収書の写し ・工事費明細書 ・工事前後の写真 |
| 省エネ改修 ○住宅条件 平成20年1月1日以前建築の住宅(賃貸住宅除く) ○工事内容 工事費が50万円を超え、平成28年3月31日までに完了した工事 【例】窓の断熱(二重サッシ化、複合ガラス化など)、窓の断熱と合わせて行う床、天井などの断熱等 | 当該住宅にかかる翌年度分の固定資産税額の1/3 ※居住部分120㎡まで ※バリアフリー改修との併用可 | ・申告書 ・熱損失防止改修工事証明書(建築士等が発行するもの) ・領収書の写し ・工事費明細書 |
| 耐震改修 ○住宅条件 昭和57年1月1日以前建築の住宅 ○工事内容 工事費が50万円を超え、平成27年12月31日までに完了した工事(現行の建築基準法耐震基準に適合) | 当該住宅にかかる翌年度分の固定資産税額の1/2 ※居住部分120㎡まで | ・申告書 ・耐震基準適合証明書(建築士等が発行するもの) ・領収書の写し ・工事費明細書 |

行政 Information
過疎地域自立促進計画への意見を募集します
 問 北部振興局地域振興課(☎82-5000)

長浜市過疎地域自立促進計画の原案を策定しました

過疎地域自立促進特別措置法で過疎地域に指定されている余呉地域の自立促進と住民福祉の向上、地域格差の是正などに取り組むため、現在の計画の後期計画を策定しています。

このたび、その原案がまとまりましたので、皆さんからの意見を募集します。

【募集期限】
9月24日(木)～10月23日(金)

【閲覧場所】
北部振興局地域振興課、各支所、市政情報コーナー(東館1階)、市ホームページ

【提出方法】
任意の様式に①住所②氏名③電話番号を記入し、直接または郵送(消印有効)、FAX、メールのいずれかで左記まで。

提出先・問合せ先

北部振興局地域振興課
 〒529-0492 木之本町木之本1757-2
 ☎ 82-3956
 FAX 82-3956
 E-mail hokubu-chiki@city.nagahama.lg.jp

行政 Information
緑化活動を支援します
 問 都市計画課(☎65-6541)

緑豊かな美しい景観をつくり、住みよいまちづくりを推進するために、身近な緑化活動に対する補助を行います。

①生垣による緑化推進事業

【対象】
市民または市内事業者・団体

【対象経費】
生垣の植栽に要した消耗品費および原材料費

【補助額】
対象経費の1/2以内(上限2万円)

※既存の囲障を取り壊して生垣を植栽する場合は上限4万円

②緑のまちづくり推進事業

【対象】
市内事業者または自治会などの団体

【対象経費】
プランター等を用いて道路沿線へ花苗等を植栽する場合や、花壇等へ花苗等もしくは、樹木を植栽する場合に要した消耗品費および原材料費

【補助額】
対象経費の1/2以内(上限3万円)

①②共通

・緑化事業を業とする事業者は対象になりません。
 ・補助には接道、緑化面積等の要件がありますので、詳しくは担当課まで問合せください。
 ・事業着手後の申請はできませんので、事前に申請してください。

行政 Information
軽自動車納税証明書(書検用)自動交付機で取得できます
 問 税務課(☎65-6508)

自動交付機で、軽自動車納税証明書が簡単に取得できるようになります。

【稼働日】10月1日(木)

【設置場所】市役所本庁舎東館 1階 税務課窓口

【利用時間】平日8時30分～17時15分

※木曜日は19時まで利用可能

【使用方法】

①タッチパネルでナンバープレートの番号と車台番号

(下3桁)を入力

②「発行ボタン」を押す。

③証明書発行

【手数料】無料



行政 Information
コンビニ発行サービスの休止
 問 市民課(☎65-6511)

システムメンテナンスのため、次の期間はコンビニ交付サービスを利用いただくことができません。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしく願います。

コンビニ交付サービス休止日

10月3日(土)～4日(日)

行政 Information
国民年金からのお知らせ
 問 保険医療課(☎65-6516)

後納制度は、過去に納め忘れた国民年金保険料を納付することができます。本来、国民年金保険料は2年を経過すると、時効により納付することができませんが、この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。是非ご検討ください。

【10年の後納制度】申込みは9月30日まで

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「10年の後納制度」は9月30日に終了します。申込みはお早めに。

また、10月1日から「5年の後納制度」が始まりますが、納付できる期間が3年間と短く、保険料の加算額が高くなります。詳しくは左記までお問合せください。

※老齢基礎年金を受給している人などは、後納制度を利用できません。

問合せ・申込み先

国民年金保険料専用ダイヤル
 (☎0570-011-050)
 彦根年金事務所国民年金課
 (☎0749-23-1114)

行政 Information
ドイツフォレスト・シンポジウムを開催します
 問 森林整備課(☎65-6526)

市内には、まちづくりのカギとして大きな可能性を持つ広大な森林があります。この森林づくりのアイデアを学び、今後に活かしていくため、林業先進国であり、本市姉妹都市であるドイツ・アウグスブルク市のフォレスト(林業の専門家)を招き、シンポジウムを開催します。

どなたでも参加いただけます。ぜひお越しください。

【とき】10月22日(木) 13時～16時30分

【ところ】ヤンマーミュージアム(三和町)

【内容】

①発表「アウグスブルク林業の視察報告について」
 石谷八郎氏(滋賀北部森林組合 代表理事組合長)
 高橋市衛氏(長浜市伊香森林組合 参事)

②講演「日本とドイツ、林業の違いと共通点について」
 中尾友一氏(株)自然産業研究所 上級研究員)

③事例紹介「アウグスブルクでのフォレストの活動」
 アウグスブルク市フォレスト
 ユルゲン・キルヒャー氏

ユルゲン・シュビンドラー氏

【定員】160人(先着順)

【申込み】10月19日(月)までに電話で担当課まで。

